

[H4. 7. 10 4 消導第 109 号の 2、H7. 3. 31 7 消導第 79 号の 2、
R4. 1. 24 3 消規第 188 号の 2 質疑回答]

政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

- 1 積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。
- 2 積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が 30,000L 以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は、次の手続きをそれぞれ要すること。
 - (1) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、交換タンクコンテナを含めた当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けること。
 - (2) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受けた後にあっては、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けること。
- 3 前記 2 の許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所（政令第 15 条第 5 項として許可を受けたものを含む。以下同じ。）のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。＊

なお、積載時における手続きについては、次の(1)から(3)の事項を資料の提出により事前に確認すること。＊

 - (1) 積載しようとする交換タンクコンテナが、許可済みの交換タンクコンテナであること。なお、許可済みとは本市の許可であることは問わない。＊
 - (2) タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に問題がないこと。＊
 - (3) 車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性があること。＊
- 4 積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、次の手続きをそれぞれ要すること。
 - (1) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タンク貯蔵所にお

いて貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を受けること。

- (2) 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受けた後にあっては、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量について、法第 11 条の 4 に定める品名等変更の届出を提出すること。
- 5 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いに含まれると解されること。
- 6 積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- 7 積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた他の積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで 1 の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。この場合において、省令第 24 条の 5 第 4 項第 4 号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とすること。